

赤字部分：昨年度からの主な更新・変更点

項目	事業名	取組の概要	令和4年度の取組実績	令和5年度の取組内容	今後の対応方針、課題	関係課
(1) 海岸漂着物等の円滑な処理						
ア 海岸管理者等の処理の責任						
(ア) 海岸管理者等の処理の責任	漁港管理運営費	・漁港及び海岸区域内の海岸漂着物を回収し、適正に運搬・処理を行うもの。	流木等21.1tの漂着物の回収・処理を行った。	現在のところ、少量の海岸漂着物を回収し、漁港内に仮置きしており、今後適正に運搬・処理を行っていく予定である。	今後も漁港及び海岸保全区域内の漂着物を回収し、適正に運搬・処理を行っていく。	漁港漁村課
	河川海岸等維持修繕	管理する海岸に漂着した漂着物の回収・処理を行う。	流木等98.7tの漂着物の回収・処理を行った。	管理する海岸に漂着した漂着物の回収・処理を行う。	引き続き、管理海岸における漂着物の回収・処理に取り組む。	河川課
	港湾管理費	港湾に漂着する海洋ごみの回収・処理を行う。	流木等35.8tの漂着物の回収・処理を行った。	港湾に漂着する海洋ごみの回収・処理を行う。	引き続き、港湾における漂着物の回収・処理に取り組む。	港湾空港課
(イ) 市町村の協力義務	海岸漂着物等地域対策推進事業費	市町村が行う海洋ごみの回収・処理や発生抑制対策の取組に対してその経費を補助する。	4市町（大船渡市、陸前高田市、宮古市、山田町）に対し補助を実施。	5市町村（宮古市、 田野畑村 、大船渡市、山田町、陸前高田市）に対し交付決定予定。	補助制度を活用した市町村の取組を一層促進する必要がある。	資源循環推進課
ウ 地域外からの海岸漂着物等に対する連携						
エ 漂流ごみ等の円滑な処理の推進	-	海岸保全区域内において、月1回巡回点検を行っており、漂流ゴミ等の円滑な処理に努めている。	海岸保全区域内において、月1回巡回点検を行っており、漂流ゴミ等の円滑な処理に努めている。	海岸保全区域内において、月1回巡回点検を行っており、漂流ゴミ等の円滑な処理に努めている。	取組を継続し、漂流ごみの円滑な処理に努める。	漁港漁村課
オ 海岸漂着物等の適正処理						
(ア) 不法投棄物の適正処理	-	海岸漂着物等が不法投棄等によって生じたものであることが明らかである場合は、その原因者の責任において処理がなされるよう、必要な措置を講ずる。	県が対応を要する不法投棄事案は発生していないが、引き続き、監視指導等不法投棄の防止に努める。	県が対応を要する不法投棄事案は発生していないが、引き続き、監視指導等不法投棄の防止に努める。	監視指導等による不法投棄の防止に努め、不法投棄が発見された場合には必要な措置を講ずる。	資源循環推進課
(イ) 災害廃棄物等の適正処理	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びごみ等の処理を行う。	当該事業の対象となる洪水、台風等がなかった。	当該事業の対象となる洪水、台風等が発生し流木等の処理の必要が生じた場合には、適切に処理を行う。	当該事業の対象となる洪水、台風等が発生し流木等の処理の必要が生じた場合には、適切に処理を行う。	河川課
	港湾快適環境推進事業費	台風等により港湾に漂着した流木等の海洋ごみの回収・処理を行う。	当該事業の対象となる台風等がなかった。	当該事業の対象となる台風等が発生し、流木等の処理の必要が生じた場合には、適切に処理を行う。	当該事業の対象となる台風等が発生し、流木等の処理の必要が生じた場合には、適切に処理を行う。	港湾空港課
	・災害復旧事業（国庫及び県単独） ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	洪水、台風等により海岸等に漂着した流木及びごみ等を回収・運搬及び処理するもの。	台風及び低気圧等により、漁港内に漂着した流木等0.9トン、県単独災害復旧事業により、回収・運搬及び処理した。	台風等による漂着物が発生した際は、適切に処理を行う。	今後も漂着物の規模や、漂着場所等により、該当する事業において、適正に回収・運搬及び処理を行っていくこととする。	漁港漁村課
(ウ) 大量の海岸漂着物等が集積する地域における処理の推進等	-	海岸漂着物等により地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがある場合は、環境省その他の関係行政機関に対し、当該海岸漂着物等の処理について協力を求める。	対応を要する事例はなかった。（自然災害に伴う漂着物を除く）	現時点では対応を要する事例は発生していない。	必要に応じ、関係機関と連携して対処する。	資源循環推進課

岩手県の海岸漂着物対策の取組状況一覧

項目	事業名	取組の概要	令和4年度の取組実績	令和5年度の取組内容	今後の対応方針、課題	関係課
(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制						
ア 流域圏が一体となった取組の推進						
(イ) 各流域で活動する団体の連携	水と緑の活動促進事業費	県内各地域の環境保全活動等の連携交流を促進するため、フォーラムを開催する。また、流域単位の連携交流事業を行い、協働取組や活動を促す。	「水と緑の交流フォーラム」を開催した(R4:2回(盛岡、釜石))。	「水と緑の交流フォーラム」を開催予定(R5:2回(予定)(盛岡、沿岸地域))。	県内各地域の環境保全活動等の連携交流を促進するため、継続してフォーラムを開催する。	環境生活企画室
(ウ) 優良事例の表彰	環境政策事務費 水と緑の活動促進事業費	市町村、振興局から推薦のあった環境保全活動や水と緑を守り育てる取組を実施している個人・団体を顕彰するもの。(岩手県環境保全活動表彰・水と緑を守り育てる活動知事感謝状)	岩手県環境保全活動表彰では、5個人・3団体、水と緑を守り育てる活動知事感謝状では2団体を表彰した。	知事表彰受賞者及び知事感謝状贈呈者について、現在選考中	環境保全活動等に取り組んでいる団体等の掘り起こしを進め、優良事例の表彰に繋げる。	環境生活企画室
イ 海岸・河川清掃を担う団体の育成等						
	海岸漂着物等地域対策推進事業費	県内各地域の団体との連携により、新たに海洋ごみ等の清掃活動を行う団体への支援・コーディネートを実施する。	-	1団体6万円を上限として、海ごみに係る環境学習とセットで清掃活動を行う団体を支援。また、活動については県特設HPIにて周知。(10団体に対し交付決定。)	内陸部も含めた清掃活動団体を引き続き支援し、育成に努める。	資源循環推進課
ウ プラスチックごみの削減等3Rの推進						
(ア) いわて三ツ星ecoマナーアクション	循環型地域社会形成推進事業費	いわて三ツ星ecoマナーの普及を通じて、ごみのポイ捨て禁止や使い捨てプラスチックの排出抑制を啓発する。	新聞、バス広告、ラジオ広報等を通じて、プラごみの削減につながるecoマナーの啓発を実施した。	新聞、バス広告、ラジオ広報等を通じて、3Rをはじめとしたecoマナーの啓発を実施予定。	事業者の協力も得ながら、県民へのecoマナー普及に取り組む。	資源循環推進課
(イ) 環境省「プラスチック・スマート」キャンペーンに基づく取組	循環型地域社会形成推進事業費	-	-	プラスチックごみを減らすため、プラスチックごみの削減に積極的に取り組むお店を「いわてプラごみ削減協力店」として登録。認定店にはプラスチック代替品を提供するとともに、各店舗の取組はSNS等でPRする。	地域の取組を波及させ活性化を促すため、活動状況の情報収集、見える化や情報共有に取り組む。	資源循環推進課
(ウ) エコ協力店いわて認定事業	循環型地域社会形成推進事業費	ごみの減量化やリサイクルに取り組む小売店やサービス業を営む営業所をエコショップ、飲食店をエコレストラン、宿泊施設をエコホテルとして認定し、事業者の自主的な取組を促進する。	特定プラスチック使用製品を扱う事業者を認定対象とするため対象店舗を拡大し、制度名称を改めた。新たに10店舗の認定を行い、年度末時点でのエコ協力店いわて認定店舗数は307となった。	3R啓発POPを店舗内に掲示していただくなど、認定店舗と連携した啓発活動を実施予定。	店舗におけるごみの減量化や使い捨てプラスチックの削減を支援するとともに、エコ協力店認定店舗を通じた消費者への意識啓発を推進する。	資源循環推進課
(エ) プラスチック代替素材等普及啓発促進事業	循環型地域社会形成推進事業費	プラスチックごみの削減に積極的に取り組む店舗をいわてプラごみ削減協力店として認定し、事業者の自主的な取組を促進する。	-	プラスチック代替品の使用を検討する認定店に対し試供品を提供し、導入を支援する予定。	店舗におけるプラスチックごみの削減やプラスチック代替品の導入を支援するとともに、いわてプラごみ削減協力店認定店舗を通じた消費者への意識啓発を推進する。	資源循環推進課
(オ) 岩手県再生資源利用認定製品制度による認定	循環型地域社会形成推進事業費	廃棄物等の再生資源を利用し、一定の基準を満たす優良なリサイクル製品を認定し、廃棄物の減量や資源の有効利用等を促進する。	新たに6製品の認定を行い、年度末時点での認定製品数は169製品となった。	事業者に働きかけて認定製品の拡大を図るとともに、認定製品の優先利用を啓発する。	引き続き、認定制度の普及を図り、プラスチックごみの削減に資する取組を支援する。	資源循環推進課

岩手県の海岸漂着物対策の取組状況一覧

項目	事業名	取組の概要	令和4年度の取組実績	令和5年度の取組内容	今後の対応方針、課題	関係課
(カ) 産業・地域ゼロエミッション推進事業	循環型地域社会形成推進事業費	事業者における廃棄物の3Rを支援するため、コーディネーターによる助言や、取組に要する経費への補助を行う。	コーディネーターの企業訪問により、助言やニーズの掘り起こしを行ったほか、9事業者が行う産業廃棄物の3R等の取組に対して補助を実施した。	プラスチック再商品化事業者開拓支援事業のメニューを新たに創設し、県内で製品プラスチックのマテリアルリサイクルに取り組む事業者の育成に努める。	引き続き、事業者への助言や補助事業の実施により、プラスチックごみの削減に資する取組を支援する。	資源循環推進課
(キ) 農業用廃プラスチックの適正処理の推進	-	農協、市町村及び県等で構成する各地域協議会が中心となり、農業廃プラスチックの組織的な回収、適正処理に向けた取り組みを実施。	県では、各地域協議会等を通じ、農業者に対して適正処理にかかる啓発資料の配布や指導を実施。	各地域協議会を通じ、農業者に対して適正処理に係る指導を実施予定。	適切な処理が実施されるよう、引き続き各地域協議会と連携し、分別の徹底と回収を指導していく。	農産園芸課
ウ ごみ等の投棄の防止等						
(ア) クリーンいわて運動の実施	循環型地域社会形成推進事業費	地域におけるポイ捨てや不法投棄の防止、清掃活動の実施による快適な生活環境の保全などに取り組む県民運動としてクリーンいわて運動を推進する。	クリーンいわて行動の日として、6月及び7月の2回に分けて清掃活動を実施し、職員167名が参加した。	クリーンいわて行動の日として6月に清掃活動を実施し、92名が参加した。(7月は雨天により中止)なお、令和5年度は出発式も開催し、コロナ前と同規模で実施した。	引き続き、地域の環境美化及び環境保全のため、全県での運動を推進する。	資源循環推進課
(イ) 不法投棄監視パトロールの実施	廃棄物適正処理監視等推進費	警察署、海上保安部、市町村、一般社団法人岩手県産業資源循環協会等と連携した不法投棄監視パトロール等を実施する。	2箇所で開催会議及びパトロールを実施した。	10月までに3箇所で開催会議及びパトロールを実施した。	引き続き、関係機関と連携して不法投棄防止のための効果的な監視等の方策を検討するとともに不適正処理の早期発見、早期対応に努める。	資源循環推進課
(ウ) 青森・秋田・宮城県境合同会議・合同パトロールの実施	廃棄物適正処理監視等推進費	隣県との情報共有を図るとともに、合同でのパトロールを実施する。	1箇所で開催会議及びパトロールを実施した。	10月までに1箇所で開催会議及びパトロールを実施し、11月以降も1箇所で開催予定。	引き続き、関係機関と連携して不適正処理の早期発見、早期対応に努める。	資源循環推進課
(エ) 産業廃棄物適正処理指導員(産廃Gメン)による活動	廃棄物適正処理監視等推進費	産廃廃棄物適正処理指導員(産廃Gメン)による監視指導及び産廃廃棄物の適正処理の普及啓発を行う。	産廃Gメン11名を各振興局に配置し、パトロールや施設への立入検査等の監視指導、普及啓発を行った。	産廃Gメン11名による監視指導、普及啓発を継続して実施。	引き続き監視指導を行い、不適正処理の早期発見、早期対応に努めるとともに適正処理の普及啓発を行う。	資源循環推進課
(オ) 広域連携によるスカイパトロールの実施	廃棄物適正処理監視等推進費	北海道、東北各県、新潟県と連携し、ヘリコプターによる上空からの広域パトロールを実施する。	県全域を対象に、1回実施した。	県南域を対象に1回実施予定であったが、予備日も含め雨天中止となった。	引き続き実施し、不適正処理の早期発見と県民に対する不法投棄防止の意識を喚起することに努める。	資源循環推進課
エ ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止	-	県が所有・管理する土地において、ごみが流出、飛散しないよう適切に管理する。	管理施設等において、適切にごみの処分を行っている。	管理施設等において、適切にごみの処分を行っている。	市町村等との連携により、県民の理解促進に努める。	資源循環推進課
オ 流木等の水域等への流出の防止	河川海岸等維持修繕	河川内の支障木の伐採を行う。	県内管理河川において支障木の伐採を実施。	令和4年度に引き続き、閉伊川などにおいて支障木の伐採を実施。	支障となる樹木を伐採する等適正な維持管理を行う。	河川課

岩手県の海岸漂着物対策の取組状況一覧

項目	事業名	取組の概要	令和4年度の取組実績	令和5年度の取組内容	今後の対応方針、課題	関係課
(3) 環境学習・普及啓発						
ア 環境学習	いわての優れた環境を守る人づくり事業費	環境問題に関する研修会の実施により、地域で中心となって活動する環境人材を発掘・育成する。	全6回の講座を開催し、延べ329名が参加・37名が修了した。	環境に関する全6回の講座を開催し、新たな環境人材を発掘・育成する。(9月末時点で3回開催)	若者の環境関連人材の発掘及び育成を図るため、引き続き集合開催とオンライン開催を併用して実施する。	環境生活企画室
	環境学習交流センター管理運営費	環境学習の拠点施設である環境学習交流センターにおいて、環境学習や環境保全活動の支援を行う。	・環境活動に関する専門家である環境アドバイザーを派遣し、地域における環境学習及び環境保全活動を支援した。(派遣回数230回)	・環境アドバイザーを派遣し、環境学習及び環境保全活動を支援 ・環境学習交流センターが主催する環境学習講座において、海岸漂着物に関する講座を実施予定	引き続き、環境学習講座の開催や環境アドバイザーの派遣により、環境学習や環境保全活動を支援する。	環境生活企画室
イ 普及啓発	海岸漂着物等地域対策推進事業費	海に流出するごみを抑制するため、各種広報や普及啓発事業を通じて、海洋ごみ問題に係る県民の理解向上や多様な主体の参画の促進に取り組む。	・「海と日本プロジェクトin岩手」ホームページ内に県の海岸漂着物対策に係る特設ページを開設し、情報提供を行った。 ・啓発パンフレットを10,000部作成し、県内の小学校や市町村、流域協議会その他の団体へ配布した。	・「海と日本プロジェクトin岩手」ホームページ内に県の海岸漂着物対策に係る特設ページを開設し、情報提供 ・啓発パンフレットを県内小学校や関連施設等へ配布した。(県のホームページ上でも公開)	・県民に対し、海洋ごみに対する問題意識について定着を図るとともに、地域の取組事例の共有によって、課題解決に向けた活動への参加を促す。 ・パンフレットも活用しながら、地域と連携した環境学習に取り組むとともに、取組状況の情報発信を通じて県民への波及を図る。	資源循環推進課
ウ 民間団体等との連携	水と緑の活動促進事業費	県内各地域の環境保全活動等の連携交流を促進するため、フォーラムを開催する。また、流域単位の連携交流事業を行い、協働取組や活動を促す。	「水と緑の交流フォーラム」を開催した(R4:2回(盛岡、釜石))。	「水と緑の交流フォーラム」を開催予定(R5:2回(予定)(盛岡、沿岸地域))。	県内各地域の環境保全活動等の連携交流を促進するため、継続してフォーラムを開催する。	環境生活企画室
(4) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保						
関係者の相互協力及び役割分担	海岸漂着物等地域対策推進事業費	岩手県海岸漂着物対策推進協議会での情報共有や意見交換等を通じて、取組の推進や関係機関の連携を図る。	協議会を通じて、海岸漂着物に係る情報共有や意見交換等を行うとともに、実施結果を公表した。	協議会を通じた情報共有等を行うとともに、ホームページ等を通じて、関係団体の取組状況の情報共有を図っている。	引き続き、海洋ごみへの問題意識の定着を図るとともに、県民や事業者等の参画を促す。	資源循環推進課
(5) その他						
ア モニタリングの実施	-	海岸漂着物等の組成及び存在量並びにこれらの経年変化を把握するために定期的な調査を行う。	・ 県内海岸における海岸漂着物等の回収・処理状況調査 ・ 沿岸5地区での定点調査 ・ 環境保健研究センターとの連携により、県内海域のマイクロプラスチックのモニタリング調査を実施	左記の調査に加えて、環境保健研究センターとの連携により、県内海域のプラスチックごみの調査を実施。	海洋ごみの状況を把握するためには、継続的な調査の実施が必要。調査結果は効果的な発生抑制対策等の検討等に活用する。	資源循環推進課